受注型企画旅行取引条件書(海外)

(旅行業法第１２条の４による取引条件説明書面)
(旅行業法第１２条の５による契約書面)

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

2019年４月１日

近江トラベル株式会社
〒522-0010 滋賀県彦根市駅東町15番1 近江鉄道ビル1階
観光庁長官登録旅行業第2072号 (一社)全国旅行業協会会員

１．受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行契約」（以下「契約」といいます。)とは、近江トラベル株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

２．契約の申込

（１）当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。

（２）当社と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定に関わらず、会員番号を通知しなければなりません。

（３）当社は団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

（４）契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

（５）当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

（６）当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

（７）身体に障害のある方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬をお連れの方、その他特別な配慮を必要とする方はその旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

３．契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合においては、契約の締結に応じないことがあります。

（１）当社の業務上の都合があるとき。

（２）通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

（３）お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

（４）お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りすることがあります。

４．契約の成立時期

（１）契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。

（２）当社は契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。

（３）申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

（４）通信契約は（１）の規定にかかわらず、当社がお客様の通知を受けて、同申し込みを承諾する旨の通知を発した時の成立するものとします。但し、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

５．契約書面の交付

（１）当社は契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。

（２）契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

６．確定書面

（１）契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申し込みがなされた場合にあっては旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までにこれらの確定状況を記載した確定書面を交付します。

（２）前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問合せがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切に回答します。

（３）確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

７．旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

（１）旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。

（２）利用される運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて改定されたときは、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって１５日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することが出来ます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。

（３）当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

８．契約内容の変更

（１）お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。

（２）当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである事由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

９．お客様の交替

（１）当社と契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

（２）お客様は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。（取消料対象期間外の場合を除きます。また、この交替のお申し出が旅行開始の前日から起算してさかのぼって１４日目に当たる日以降の場合は上記手数料の他、変更に伴う諸費用が必要です。

10．お客様からの旅行契約の解除・払戻し

（１）旅行開始前

①お客様から企画料金又は取消料をいただく場合

ａ．お客様はいつでも別表Ｉに定める取消料・企画料を当社に支払って契約を解除することができます。契約の取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間内に解除する旨をお申出いただいた時を基準とします。

別表Ｉ　海外旅行に係る取消料

本邦出国時または帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約

	旅行契約の取消日	取消料・企画料金(お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	１）３１日目に当たる以前の解除（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る）	企画料金に相当する金額
	旅行開始日がピーク時の場合、４０日目に当たる日以降の解除(２～４を除く)	旅行代金の１０％
	２）３０日目に当たる日以降の解除（３～４を除く）	旅行代金の２０％
	３）旅行開始の前々日以降の解除(４を除く)	旅行代金の５０％
	４）旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の１００％

※貸切航空機を利用する場合は当社旅行業約款「受注型企画旅行契約約款」によります。
※本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する場合は当該船舶に係る取消料の規定によります。
※ＬＣＣ（格安航空会社）を利用する場合は各社の運送約款に基づきます。

ｂ．当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によりお取消の場合も企画書面記載の企画料金又は取消料をいただきます。

ｃ．契約成立後に旅行日程又は出発日を変更された場合も上記の取消料の対象となります。

②お客様からの企画料金又は取消料をいただかない場合

お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

ａ．契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。

１．旅行開始日又は終了日の変更
２．入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
３．運送機関の種類又は会社名の変更
４．運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
５．本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
６．本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
７．宿泊機関の種類又は名称の変更
８．宿泊機関の客室種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

ｂ．旅行代金が増額されたとき（お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。）

ｃ．天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ｄ．当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。

ｅ．当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

（２）旅行開始後

①お客様は、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、（1）の①の規定に関わらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。

②当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

③お客様の都合により途中で離団された場合、お客様の権利放棄とみなし、離団部分に係る旅行費用の払戻しはいたしません。

11．当社からの旅行契約の解除・払戻し

（１）旅行開始前

①お客様が企画書面に記載する期日までに旅行代金の支払いがない時は、当該期日の翌日においてお客様が契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、企画書面に定める取消料又は企画料金に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

②当社は、次に掲げる場合において、お客様に事由を説明して、旅行開始前に契約を解除することがあります。
ａ．お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年令、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
ｂ．お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
ｃ．お客様がほかの旅行者に迷惑を及ぼし、又は、団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。
ｄ．お客様が、契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
ｅ．スキーなどを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約内容の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
ｆ．天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
③旅行日程に含まれている地域について外務省から「渡航の是非を検討してください。」以上の危険情報が出された場合、当社は原則として旅行催行を中止いたします。但し、お客様の安全確保については適切な対応が講じられていると判断した場合には旅行を実施いたします。この当社が旅行を実施する場合、お客様が旅行契約を解除するときは、所定の取消料の対象となります。

（２）旅行開始後
①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約を解除することがあります。この場合、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いて払い戻しいたします。
ａ．お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
ｂ．お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
ｃ．天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与できない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。
②本項①のａ、ｃの規定により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の依頼に応じ出発地に戻る為の必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

12. 旅行代金の払戻し

当社は、お客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して７日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して３０日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。

13. 旅程管理業務、及び添乗サービス

（１）当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、次に掲げる業務を行ないます。
①お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
②前①の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。
③前②の代替サービスの手配を行うにあたり、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものになるよう努め、また、旅行サービスの内容を変更するときは変更前の旅行サービスと同様のものとなるよう努める等、旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。

（２）当社は、契約責任者の求めにより添乗サービスを提供することがあります。この場合、添乗サービス料金及び添乗員の団体グループに同行するために必要な交通費、宿泊費等は、旅行代金に含むものとします。

（３）添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は原則として８時から２０時とします。

14. 当社の責任

（１）当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して２年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

（２）旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は（１）の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

（３）当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては１４日以内に、海外旅行にあっては２１日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者１名につき１５万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

15. 特別補償

当社はお客様が当旅行中に、急激か偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別旅程補償規程により以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。但し、特別補償規程第２章の事由による場合は、補償金等は支払いません。

・死　亡　補　償　金：海外旅行２５００万円
・後遺障害補償金：程度に応じて死亡補償金の３～１００％
・入　院　見　舞　金：海外旅行４～４０万円
・通　院　見　舞　金：海外旅行２～１０万円
・携行品損害補償金：お客様1名につき～１５万円
（但し、補償対象品の１個または１対については１０万円を限度とし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みフィルム磁気テープ、磁気ディスク、ＣＤ-ＲＯＭ、光ディスク等情報機器（コンピューター及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録された情報、その他約款の「特別補償規程」第１８条２項に定める品目については補償しません。）

当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日（旅行地の標準時によります。）が定められている場合において、その旨および当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われていない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「受注型企画旅行参加中」とはいたしません。

16. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したこと等によって行われた場合は、当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、お客様１名に対し一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の１５％を限度とします。また、お客様１名に対し一旅行契約についての変更保証金の額が１０００円未満の場合は、変更保証金を支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備より低い料金のものへ変更（変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便の変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑧契約書面に記載した宿泊機関の各室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

17. お客様の責任

（１）お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

（２）お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

（３）お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は当該旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

18. 旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得は旅行の出発までにお客様の責任で行ってください。

19. 海外危険情報、保険衛生について

（１）渡航先（国又は地域）によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店で「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、下記の「外務省海外安全ホームページ（https://www.anzen.mofa.go.jp）」でもご確認ください。

（２）渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫所ホームページ（https://www.forth.go.jp）で確認ください。

20. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

21. 個人情報の取扱いについて

（１）当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させて頂きます。
※このほか、①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

（２）当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データをあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、旅行取扱店宛に出発前までにお申し出ください。

22. 約款準拠

本受注型企画旅行契約取引条件書に記載のない事項は、当社の旅行業約款（受注型企画旅行）に定めるところによります。